

杉乃木保育園 園長様

## インフルエンザによる出席停止報告書

\_\_\_\_\_組 名前\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日、\_\_\_\_\_病院・診療所・クリニックを受診した  
結果、

インフルエンザ（\_\_\_\_\_）型と診断されました（←型がわかる場合、ご記入ください。）

○ 出席停止の期間は、（\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日～\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日まで）です。

○ 服用期間は、（\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日～\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日まで）です。

○ 解熱日は、（\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日）です。

※医師の指示のもと、出席停止期間を厳守し、完治しましたので登園いたします。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

保護者 署名 \_\_\_\_\_

医師による証明は必要ありません。

保護者の皆様へ

杉乃木保育園

インフルエンザによる出席停止報告書について

これまでインフルエンザと診断された場合、出席停止期間を終えて登園するには、病院を受診し、医師による意見書の提出をお願いしてきました。しかし、今年度については、新型コロナウイルス等の感染拡大防止の観点から、岸和田市医師会との協議の結果、別紙「出席停止報告書」を保護者のみなさまにより記入、提出いただくことにより意見書に代えるものいたします。(来年度以降の対応は、あらためて通知いたします。)

なお、登園につきましては、以下の基準や、早見表をご参照の上、出席停止期間を厳守していただきますようお願いいたします。

◆インフルエンザの出席停止期間

症状が出た日を「0日」とカウントし、翌日から5日間、かつ解熱後3日間ば出席停止となります。

《インフルエンザ出席停止期間早見表》

		発症日	発症後									
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	
例1	1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	解熱後4日目	登園可 ○				
	登園	×	×	×	×	×	×					
例2	2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可 ○				
	登園	×	×	×	×	×	×					
例3	3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可 ○			
	登園	×	×	×	×	×	×					
例4	4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可 ○		
	登園	×	×	×	×	×	×					
例5	5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可 ○	
	登園	×	×	×	×	×	×					

※他の感染症《麻疹(はしか)、風疹(3日はしか)、水痘(水ぼうそう)、流行性耳下腺炎、百日咳、プール熱など》については、これまで通り、医師による意見書の提出をお願いいたします。

※園生活においては、感染症の拡大の防止が非常に大切ですので、今後ご理解ご協力をお願いいたします。出席停止日数等、ご不明な点があれば、園までご連絡ください。